

(表1) 受講資格等一覧表(主なもの)

受 講 資 格		実務経験年数	添 付 書 類				
			技能検定 (合格証書 (写))	訓練校 (修了証書 (写))	卒業証書 (写)	(履修証明書 成績証明書)	単位修得 証明書
一級・単一等級の技能検定に合格した者		0年	○				
学校教育法	★ 大学卒業生	2年			○	○	○
	★ 短期大学又は高等専門学校卒業生	4年			○	○	○
	★ 高等学校卒業生	7年			○	○	○
職業訓練法	★ 専門課程の高度職業訓練修了者	4年		○			
	★ 普通課程の養成訓練修了者	7年		○			
	★ 専修訓練課程の養成訓練修了者	10年		○			

- ※ (1) 「★」印は免許職種に関する学科を修了していること。
(2) 実務経験年数は免許職種に関する経験年数をいいます。
(3) 「単位修得証明書」の様式については当協会へ連絡してください。

(表2) 講習内容

訓練科目	時間数	講 習 内 容
職業訓練原理	4	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練の担当者等
教科指導方法	16	訓練実施計画、指導の準備、指導の進め方、教材の活用、訓練評価等
労働安全衛生	3	安全管理、安全の確保、衛生管理、衛生と作業環境等
訓練生の心理	7	訓練生の選抜、訓練生の特質の理解、技能の習得等
生活指導	6	生活指導の分野、生活指導の方法等
関係法規	4	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準法等
事例研究	6	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の事例研究
確認テスト	2	
計	48	

職業訓練指導員免許取得者の特典

職業能力開発促進法に基づく特典

- (1) 免許取得後1年以上の実務経験で一級を単一等級は免許取得後実務経験0年で技能検定を受検することができます。
(2) 一級、二級、三級、単一等級の技能検定試験を受検する際に学科試験が免除される。

申し込み または お問い合わせ先は

秋田県職業能力開発協会 能力開発課 まで
〒010-1601 秋田市向浜一丁目2-1
TEL 018-862-3733 FAX 018-824-2052